

行政指導等に疑義等がある場合の相談窓口について

- 1 申請の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内） 電 話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の8:30～17:00
（祝日、年末年始を除く）

F A X：058-278-2544

e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

2 行政不服審査制度について

- （1）申請が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
- （2）審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
- （3）審査請求の手の続の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>

